令和６年(２０２４年)3月１１日
厚 生 委 員 会 資 料
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

（第４２号議案）

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

令和６年１月に国の「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第１６号）が改正され（令和６年４月１日施行）、入所している児童が成人期に円滑に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス等に移行できるよう「移行支援計画」を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることが義務付けられた。

加えて、施設内における新興感染症の発生時等に、感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、医療機関との取り決めを行うこと等が義務付けられた。

また、併せて、子どもの意思の尊重及び最善の利益の追求の観点から基準の一部が改正された

これに伴い「中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（令和３年中野区条例第４４号）の一部を改正する。

２　主な改正内容

⑴　移行支援計画の作成に関する改正

・障害児入所施設は、１５歳以上の入所児童に対して、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成する規定を加えるとともに、その作成方法に関する規定を加える（第３条第１項、第２２条の２）。

⑵　新興感染症への対応に関する改正

・新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決める等の規定を加える（第４１条第３項及び第４項）。

⑶　子どもの意思の尊重及び最善の利益の追求の観点に基づく改正

・家庭に近い環境で子どもの養育を行う必要性の観点から、入所施設は障害児ができる

限り良好な家庭的環境において入所支援を受けることができるよう努める旨の規定を加える（第２１条第２項）。

・子どもの権利保障の観点から、障害児の意思の尊重に関する規定を加える（第２１条第３項、第２２条第２項及び第５項）。

・「心理指導」を「心理支援」に、「心理指導担当」を「心理担当」に、「訓練」又は「指導」を「支援」に改める（第５条第２項及び第３項、第６条第２項、第２６条第１項他）。

３　新旧対照表

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次　（略） 第１章　総則 第１条　（略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　（略） ⑹　指定入所支援費用基準額　法第２４条の２第２項第１号（法第２４条の２４第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 ⑺　入所利用者負担額　法第２４条の２第２項第２号（法第２４条の２４第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第２４条の２０第１項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき同条第２項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 ⑻～⑾　（略） ⑿　法定代理受領　法第２４条の３第８項（法第２４条の７第２項において準用する場合及び法第２４条の２４第３項の規定により同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（第	目次　（略） 第１章　総則 第１条　（略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　（略） ⑹　指定入所支援費用基準額　法第２４条の２第２項第１号（法第２４条の２４第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 ⑺　入所利用者負担額　法第２４条の２第２項第２号（法第２４条の２４第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第２４条の２０第１項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき同条第２項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 ⑻～⑾　（略） ⑿　法定代理受領　法第２４条の３第８項（法第２４条の７第２項において準用する場合及び法第２４条の２４第２項の規定により同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（第

４９条第３項において単に「指定都市」という。）及び法第５９条の４第１項の児童相談所設置市（第４９条第３項において単に「児童相談所設置市」という。）を含む。次条第３項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第２４条の２０第３項（法第２４条の２４第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。	４９条第３項において単に「指定都市」という。）及び法第５９条の４第１項の児童相談所設置市（第４９条第３項において単に「児童相談所設置市」という。）を含む。次条第３項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第２４条の２０第３項（法第２４条の２４第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。
２　（略）	２　（略）
（指定障害児入所施設等の一般原則）	（指定障害児入所施設等の一般原則）
第３条　指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）並びに障害児（１５歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。	第３条　指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、	３　指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、

都道府県、特別区及び市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	都道府県、特別区及び市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第４８条において単に「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
４　（略）	４　（略）
第４条　（略）	第４条　（略）
第２章　指定福祉型障害児入所施設	第２章　指定福祉型障害児入所施設
第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準
（従業者の配置の基準）	（従業者の配置の基準）
第５条　（略）	第５条　（略）
２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定福祉型障害児入所施設は、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させるものである場合は医師を、心理支援を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理支援を行う場合は心理担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を、それぞれ規則で定める基準により置かなければならない。	２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定福祉型障害児入所施設は、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させるものである場合は医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理指導を行う場合は心理指導担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を、それぞれ規則で定める基準により置かなければならない。
３　前項に規定する心理担当職員は、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学をいう。）（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第９７条に規定する大学院をいう。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	３　前項に規定する心理指導担当職員は、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学をいう。）（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第９７条に規定する大学院をいう。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
第２節　設備に関する基準	第２節　設備に関する基準
（設備の基準）	（設備の基準）
第６条　（略）	第６条　（略）

２　次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。	２　次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備	⑵　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
⑶　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備	⑶　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
⑷　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	⑷　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
３～５　（略）	３～５　（略）
第３節　運営に関する基準	第３節　運営に関する基準
第７条～第２０条　（略）	第７条～第２０条　（略）
（指定入所支援の取扱方針）	（指定入所支援の取扱方針）
第２１条　指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	第２１条　指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。	
３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。	

４　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	２　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
５　指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	３　指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（入所支援計画の作成等）	（入所支援計画の作成等）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３・４　（略）	３・４　（略）
５　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。	５　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
６～１０　（略）	６～１０　（略）
（移行支援計画の作成等）	
第２２条の２　指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	

２　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。 ３　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。 ４　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。 ５　前条第３項及び第５項から第７項までの規定は、第２項に規定する移行支援計画の作成について準用する。 ６　前条第３項、第５項から第７項まで及び第９項の規定並びに第２項及び第３項の規定は、第４項に規定する移行支援計画の変更について準用する。	
（児童発達支援管理責任者の責務） 第２３条　児童発達支援管理責任者は、前２条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 ⑴・⑵　（略） ２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ	（児童発達支援管理責任者の責務） 第２３条　児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 ⑴・⑵　（略）

う、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。	
第２４条・第２５条　（略）	第２４条・第２５条　（略）
（支援）	（指導、訓練等）
第２６条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。	第２６条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。	３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
４　指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を支援に従事させなければならない。	４　指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
５　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。	５　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
第２７条～第４０条　（略）	第２７条～第４０条　（略）
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第４１条　（略）	第４１条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
４　指定福祉型障害児入所施設は、協力医	

療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
第４２条～第４７条　（略）	第４２条～第４７条　（略）
（利益供与等の禁止）	（利益供与等の禁止）
第４８条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第５条第１９項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第４８条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第５条第１８項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　（略）	２　（略）
第４９条～第５２条　（略）	第４９条～第５２条　（略）
（記録の整備）	（記録の整備）
第５３条　（略）	第５３条　（略）
２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　入所支援計画及び移行支援計画	⑴　入所支援計画
⑵～⑹　（略）	⑵～⑹　（略）
第３章　指定医療型障害児入所施設	第３章　指定医療型障害児入所施設
第１節　人員に関する基準	第１節　人員に関する基準
（従業者の配置の基準）	（従業者の配置の基準）
第５４条　指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。	第５４条　指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　心理支援を担当する職員（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）	⑶　心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

⑷・⑸　（略） ２・３　（略） 第２節　設備に関する基準 （設備の基準） 第５５条　指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 ⑴　（略） ⑵　支援室及び浴室 ２　次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第２号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。 ⑴　（略） ⑵　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ３～５　（略） 第３節　（略） 第４章　（略） 附　則　（略） 附　則 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第４８条第１項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。	⑷・⑸　（略） ２・３　（略） 第２節　設備に関する基準 （設備の基準） 第５５条　指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。 ⑴　（略） ⑵　訓練室及び浴室 ２　次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第２号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。 ⑴　（略） ⑵　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ３～５　（略） 第３節　（略） 第４章　（略） 附　則　（略）